

令和6年度6月定例委員会

○ 日時：令和6年6月28日(金) 9:00～(議事)

○ 場所：梶原町役場2階 議場(大会議室1)

出席：農業委員 中平紀善会長・上田和弘・谷川恵美・中岡勝寿・押川収一
推進委員 中平勝也・久岡健一・川上厚志・岡林勝・高橋亀一郎
事務局 大川事務局長・宮岡慎太郎・中平知砂
欠席 なし

事務局	皆さんおはようございます。 皆さんおそろいのようなので6月の農業委員会定例会を始めたいと思います。 よろしくお願いします。
中平会長	皆さんおはようございます。 6月もあと2日ということになってまいりましたが、ここに来て本格적인梅雨空となりまして、毎日うっとうしい日が続いているような状況でございます。 そういった中で委員の皆様には大変ご多忙のところご出席をいただきまして、6月の定例会を開催できますことを厚く御礼を申し上げたいと思います。 さて、先月の29、30日と大川課長が同行していただきまして全国の会長大会に出席をさせていただきました。 大会の中では4つの議案が提案されていまして、満場一致で承認をされたところであります。 大会の後、県選出の国会議員と懇談会を開催いたしまして、それぞれの会長のほうから国に対する要望をお願いしたところでございます。 また、翌日には研修会がございまして、地域計画についてどのように取り組んでいくのかという議論をしたところで、大変有意義な大会であったと思っています。 ちょうど大会が始まった時に、現在計画されております、食料、農業農村基本計画が可決をされまして、その発表もありましたが、本日冊子をコピーさせていただいておりますので皆さんにお配りしたいと思っておりますのでお目通しをよろしくお願いします。 本日の議案につきましては2件の案件出ていますので慎重審議賜りますようお願い申し上げて開会とさせていただきます。 よろしくお願いいたします。 なお、本日の議事録につきましては、谷川委員と押川委員にお願いしたいと思

	います。 それでは早速ですが、第1号議案 非農地証明願いにつきまして、事務局の説明を求めます。
事務局	第1号議案 非農地証明願 願 人： 対象地： 地 目： 面 積： 理 由： 今回、●●から非農地証明願いが提出されました。 3ページ以降が資料となっております、非農地の対象農地は●●ということで、7ページ以降に写真がありますが、●●の少し行ったところから橋を渡って対岸、●●のハウスに並ぶ畑の上段の所が非農地として出ております。 3ページの申請書に非農地となった時期の事由としまして、申請者の夫が夫の父から平成24年に相続をした時からこちらのお家は農業をしておらず、町内の親族によりますと、●●もこちらで農業をしておらず、約20年前から原野化していたということであります。 写真のほう8ページになりますが、実際もともと農業用倉庫か何かで使われていた倉庫が建っていて、現在草刈りもしっかりされており、きれいな状態ではありません。 今回、非農地証明は代理の方を通して申請書が出てきておりまして、代理の方と申請者のご親戚の●●から提出がありました。 今後、この土地の使い方としましては、●●の方へ譲るようになっておりまして、●●草刈はするけど農業をする気はないということです。 その一番の理由としましては、こちら写真のように日当たりが悪く、農業をやっていけないとおっしゃっていました。 現地確認は谷川委員と岡林推進委員さんに行ってもらいました。 何か意見はありますでしょうか。
谷川委員	現地確認をしましたところ、写真にもありますように原野というほど草が生い茂っている状態ではないなという印象を受けましたが、7ページの写真を見てよくわかるとおり、日当たりはあまり良くないなという感じがするのと、そこへ行くのに急勾配の道を徒歩で歩いて行かないといけないということで、農業をどういう方がされるにも厳しいのかなという印象を受けましたが、ということです。以上です。

岡林委員	別に言うことはないですが、谷川委員さんと同じです。
事務局	以上で事務局からの説明を終わります。
中平会長	ただいま事務局からの説明が終わりました。 確認していただきましたお二人からも説明がありましたけども、事務局から説明がありましたとおり、ここは後、●●が購入をされるということが決まっているようでして、●●もお話を聞きますと、全く耕作をするつもりはないようです。 毎年ふけっても困るので草刈りだけはしておったというような話をされておりました。 皆さんの承認をいただいて決定するということによろしいですか。 他になにかありませんか。
高橋委員	すいません。これ3条申請での受付には何か問題があるんですよね。こうするというのは。
事務局	そうです。 こちらとしても一度、非農地ということで出していただいて現地を確認して草刈りもしてますし、農地に戻すことも可能なのかなというところでもあったんですけど、ご親戚の●●とも話をしまして、一番は日当たりも良くなくて農業に適していない。 急こう配で行くのもなかなか大変なような所にありますので、実際農地には向いてない土地だなと判断しております。
中平会長	影は影よね、あそこは。よいよの。
谷川委員	そういう場合は現地見て、日当たりの面と急こう配を上がって行かないかんというのがあるって、原野化というと、写真のように明らかに原野化はしていないので、こういう事案がこれからもしあった場合に判断が難しいなと思いました。梶原の農業委員会として何か判断基準的なものがあればいいのですが。
中平会長	今までの非農地証明願いについては、すでに植林をされているとか雑木が大きくなっているとかいうような状況がほとんどでしたので、これなら仕方がないよねというような状況が主でしたが、今回、草刈りもされていまして、将来的には全く耕作するつもりはないというようなことを言われてますので、それならやむを得ないなということころもあります。
事務局	後は資料の11ページに梶原町非農地証明発行事務取扱基準で示させていただいております、今回証明基準のウに入っている土地ということで、日当たりが悪く耕作ができにくいじゃないかということで、耕作不適耕作不便などやむを得ない事情によってということですので、こちらにおいて非農地として判断をさせていただきました。
高橋委員	前回、前々回、太郎川でこんな状態でね、ずっと農地として農業してきよった、

	日当たりも最高にええとこで。そこで認めちゃって今回っていうのも。そこを認めた理由もほっこりしてないがじゃけど、自分としては。 太郎川も分もまだ納得してない、自分としては。条件としては最高の所じゃけよ。
中平会長	それこそ、もう仕方ないよねということで承認をさせてもらいましたね。
高橋委員	それやったらここらもしゃあないねで。まだ全然そこと比べたら。 でもそんなのをずっと認めよったらいかんとは思いますがやけど。
谷川委員	以前、だいぶ前ですけど四万川の奥のほうで、帰ってこられた方が自宅前の所で同じように非農地にしたいということで願いを出されて、現地確認したところ、家からすぐ近くなんですよ。日当たりもいいし、そこそこの面積もあるし、そこは非農地はなしということで判断したんです。それは家から見える場所やったので。 今回はかなり上がって行かんと、というところもありまして判断させていただきました。
中平会長	他にはありませんか。
上田委員	これは16年頃から原野化していたらしいですが、わりあいきれいに草刈りはしていた。原野というほどではないのかな。
事務局	梶原の基準のウには該当するかなと思います。10年以上耕作されてないということですし。
押川委員	でもこれ、イも該当しますよね。 復旧できないと認められるとしてここをどう評価するか。できるできない、復旧という意味も。 証明基準をまたどこかで見直しをしたほうがいいのかと思います。
谷川委員	こういう例もあってすごく難しいなって。
上田委員	譲る側も譲られた側も全く作物を作る意思がないということやったら、誰かに貸して作るという大変なことになるけど、こんな所で作る人がおらんなれば仕方がないよね。農地としてだけ置くというのが将来的に本当にいいのか。
押川委員	将来を考えてこのタイミングで外しておいたほうが後々と…いうのがありますよね。 3条であってもOK出しても結局作らずにで、また何かの時になりますので、それを思ったら皆さんがどう評価するかで、僕はもうどちらでも当てはまるなという感じですので。
中平会長	●●も親戚の関係で譲ってもらおうということのようですけど、将来的に全く耕作をするつもりはない。ただどうしようもないので譲ってもらおうといった話でした。

	他はよろしいですか。いろいろご意見ございましたが、第1号議案非農地証明願いにつきまして、ご承認いただきます方の挙手をお願いします。
	農業委員、全員挙手
中平会長	はい、ありがとうございました。 それでは続きまして第2号議案農業地区からの除外申出書につきまして事務局の説明をお願いします。
事務局員	第2号議案 農振農用地除外申請 申 請 人 : 対 象 地 : 登記簿地目 : 現況地目 : 除外後用途 : 面 積 : 理 由 : 農振地からの除外申請ということで●●から除外申請の提出がありました。 今回除外をする土地は資料33ページにありますように昨年4月の農業委員会で第3条の許可を出しております下本村の612番地となっております。今回こちらの除外に対して農業委員会の意見をいただきたく出させていただきます。 先ほども申しましたように昨年の4月に農地法第3条の許可をもらった箇所となっております。場所は27ページから写真がありますが、●●が畑をしている下の一画となっております。 昨年から三年三作も廃止されて、農業委員会でも3条の許可を出したときに、将来的に家を建てられるよう許可が出ればすぐにでも家が建てたいということで事務局からも説明をさせていただいて許可を出しております。 昨年から進めております農振農用地の一斉更新で除外をかけていく予定としておりましたが、今回、●●からの相談もあり、一斉更新から個別申請に案件を切り替えて町のほうへ除外の申請書を提出していただきました。 資料としましては15ページから申請書となっております、19ページに当該変更にかかる土地一覧表、20ページに農振土地利用計画の変更、21ページに変更案件の除外理由、23ページに事業計画、今回の申請地を選んだ理由としましては、現在、親と同居しているが子供が生まれたことで通学等を考え、

	自己所有の土地でもある本申請地を選び、少しでも広い面積を必要とするため今回の農地を農振農用地から除外をして家を建てる申請を出していただいております。 27ページの航空写真であります通り、隣接地の同意書も出ております。 また、水路を挟んだ向かい側、●●、●●、●●も口頭で同意を得ているとお聞きをしております。 28ページに今回の申請地の写真を載せています。29ページ以降は土地利用計画図となっております。 昨年3条を許可した後、一応農業をしてくださいということで許可を出しておりますので、当時の計画で農業をする、花を植えるということで申請をいただいております。実際に花を植えていたということも川上委員さんから聞いています。 川上推進委員さんのほうからご意見をお願いします。
川上委員	仕方ないと言えば仕方ないですが、3条申請の許可を出してからあまり日が経ってないというのが気にはなります。
中平会長	ただいま、説明をしていただきましたが確かに前回出た時も花を作りたいというような内容で申請をされていたと思うが、皆さんのほうで何かございますか。
高橋委員	これを認めたら、例えば●●とこのあそこに●●は家を建てたいのになんでうちは認めんやということにならんかね。
事務局	この後、その他の案件で、三年三作撤廃についてということでそのお話をさせていただこうと思っておりましたが、昨年から三年三作の撤廃ということで法的な基準がなくなってしまったということで、4条を県に提出、農振農用地の除外の申請を提出するのですが、事前協議の中で、第3条をするにあたって許可を出して再びしたいとなった場合、梶原町農業委員会ではどのように整理をされていますかと県のほうから問いがありまして、実際本案件の3条許可ではなく転用してという話があったんですけど、地権者さんから売買をしたいということで許可を出さざるを得なかったという事実もありまして、この後、農業委員会でどのように整理していくか話をさせていただければと思います。
中平会長	●●の件については三年三作という法がありましたので、そのまま転用することはできんよということでかなり議論を続けてきたような経緯がありますが、三年三作が撤廃されたということがありますからそれはやむを得ないかなという状況があります。
高橋委員	今、家を建てたいよと言うたら許可が出ますか。
事務局	今回は農振からの除外をしないといけないというところがありますので、もしそこが農振農用地でなくただの農地であれば転用する形で審議にかけることは可能ですが、農振除外というのがありますので、基本的には転用前提でしたら

	4条5条での申請になります。
押川委員	例えば4条にかけるとしても1回3条でとなると、行政書士の立場からすると費用もかかりますし、それからまた4条となると普通はあり得ないです。 すぐに4条を出したほうが3条を挟むというのは普通ないし、今回は時間がかかって、個人的には農振除外は1年前後というのがあって、除外されて後、農業委員会の許可が出るまでは売買契約は成立しないのが1年そこそこあるのは両方が不安定やから何とかならんかなと昔は思いよったがですけど、三年三作は前年度、国のほうが法律にも何も書いていなかったの。 あと、下限面積は基本3反で、あとは各農業委員会で決められるというのは一切なくなったというのがあります。 3条の時の下限面積撤廃で申請が通ったとしても法律的には何も問題はなくなったとなりますね。
高橋委員	三年三作というのは今日初めて聞いたが。
事務局	3条を出したとき、3年間は農地として活用してくださいねというのが昨年までありました。 昨年、撤廃されて比較的簡単に3条が出せるようになりました。
高橋委員	ドッグランにするよう空いた土地がかなり広いが、農業委員会としてできるだけ農地として利用してもらうよう要望はできないものか。
押川委員	そもそも前の所有者の方が南国にいて管理ができない状態なので、それを考えると地元で利用するというのはいいのではないかと思います。
上田委員	梶原もますます人口減となってきて何とか人口維持をしたいけど現状難しい。 その中で若い人たちが将来梶原に定住してもらうということも大事なことはないかと思う。
中平会長	三年三作の話も出ておりますが、その他の件でその話もしていただくようになっておりますのでそれも踏まえて、現状では農用地からの除外ということの申請のようですので、その点お考えをいただきたいと思っております。 他にございませんか。ないようでしたら第2号議案の農用地からの除外申出書についてご承認いただける方の挙手をお願いいたします。
	農業委員、挙手全員
中平会長	ありがとうございました。 以上で本日の議案につきましては終了させていただきます 7月定例会の開催日の日程はいつにしますか。
事務局	7月26日が第4金曜日になりますが、どうでしょうか。
中平会長	みなさん、よろしいですか。

中平会長	みなさん、よろしいですか。 次回は7月26日金曜日9時からで予定をお願いします。 他になにかありませんか、ないようでしたら以上で本日の定例会を終了します。
	議事録署名 榎川 収一 谷川 恵美